

お知らせ

2014年4月1日からの消費税率改正に伴い、4月分のご請求書より消費税率8%にて計算させていただいております。

NEWS LETTER

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たになんばっていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

4

2014



■消費税率改正の基本をおさらい

Message From Staff

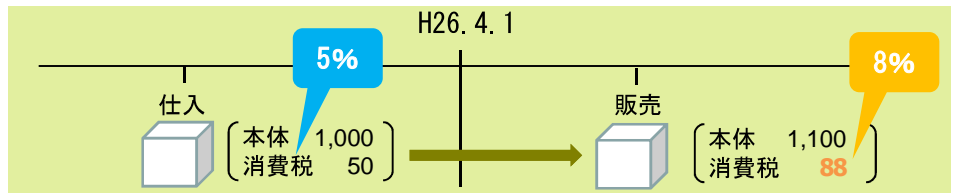
- 妙法寺川
- 安く楽しく☆
- それでも僕は夢を見る

消費税率改正の基本をおさらい

平成26年4月1日以後から原則として消費税（地方消費税含む、以下同じ。）率が8%へと改正されます。改正前後での消費税率適用の基本を最終確認しましょう。

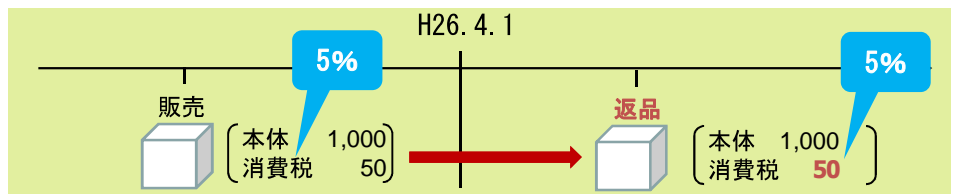
それはいつ販売したの？

販売した商品に適用される消費税率8%は、原則として平成26年4月1日以後の販売分からです。例えば消費税率5%のときに仕入れた商品を平成26年4月1日以後に販売した場合でも、消費税率は8%が適用されます。



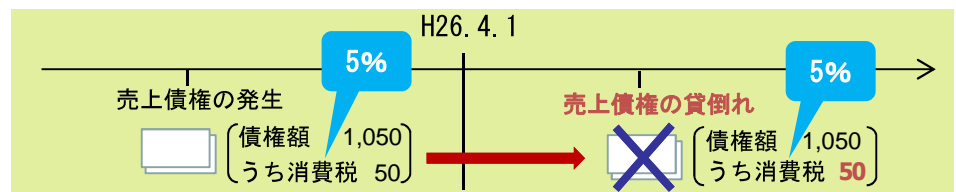
いつの販売に係る返品？

販売した商品が返品された場合、いつの販売に係る返品なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品であれば、平成26年4月1日以後に返品を受けていても、消費税率5%に係る返品処理を行います。このような場合には、返品に係る消費税率を5%とした返品伝票や請求書などを発行することになります。



いつの売上債権の貸倒れ？

売掛金などの売上債権が貸倒れた場合、いつの売上に係る債権なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品に係る債権であれば、平成26年4月1日以後にその債権が貸倒れた場合には、貸倒処理をする際の消費税率は5%が適用されます。そのため、売掛帳などでいつの売上に係る債権かを分かるようにしておく必要があるでしょう。



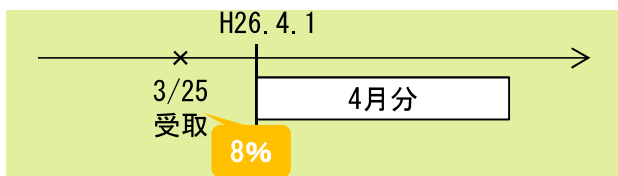
まねてみた



前ページで取り上げた項目以外に、次の基本もおさえておきましょう。

■貸付けの時期はいつ？

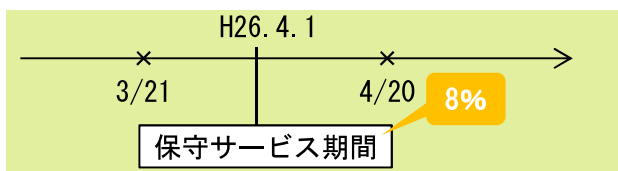
資産の貸付けをした場合に適用される消費税率8%は、販売と同様、原則として平成26年4月1日以後です。資産の貸付けは、原則として資産の貸付け時期で消費税率を判断します。例えば当月分の事務所家賃を前月25日に受取る賃貸借契約の場合には、平成26年3月25日に受取る平成26年4月分の賃貸料の消費税率は8%となります。



ただし、資産の貸付けについては、一定の場合消費税率5%が適用できる経過措置がありますので、ご注意ください。

■サービスの提供はいつ？

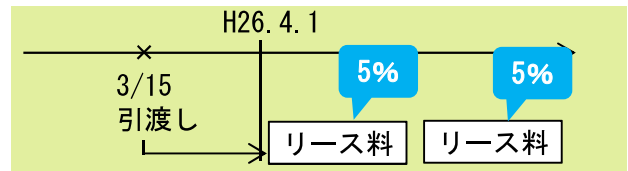
役務（サービス）の提供をした場合にも、販売や貸付けと同様、原則として平成26年4月1日以後について消費税率8%が適用されます。役務の提供は、その役務の提供が完了した時点で消費税率を判断します。例えば毎月保守料を請求している場合で、平成26年3月21日から4月20日までの期間に対応する保守サービスについて請求する場合には、役務提供が完了した4月20日における消費税率8%が適用されます。



■所有権移転外リース取引(借り手)

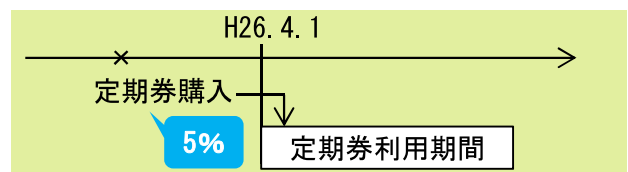
リース取引の多くが該当する“所有権移転外ファイナンス・リース取引”については、原則としてリース資産の販売（引渡し）時点

の消費税率が適用されます。例えば賃借人が平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産について賃貸借処理によりリース料を支払う都度費用計上している場合には、平成26年4月1日以後に支払うリース料についても消費税率5%が適用されます。

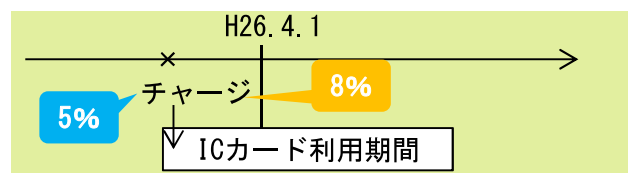


■ICカードのチャージ

電車、バス、船舶又は航空機などの旅客運賃については、平成26年3月31日までに乗車券等を購入している場合には、その乗車券等を平成26年4月1日以後に利用した場合であっても、消費税率5%が適用されます。



ただし、SUICAやmanaca、ICOCAのようなICカードへ平成26年3月31日までにチャージしたとしても、平成26年4月1日以後の利用分について、消費税率5%は適用されません。そのため、平成26年3月31日までにチャージした場合で、会計処理上、チャージした時点で『旅費交通費』勘定などで処理をした場合には、消費税率5%分と8%分が混在する可能性があります。ICカードの利用明細書等で利用日を確認し、適用される消費税率を確認する必要があります。



Message From Staff

妙法寺川

私の地元では有名な桜の名所です。
今年も多くの方がバーベキューに、カラオケを
したりと賑わっていました。
1年で一番人が多くなり桜で真っ白になるので
別世界の一週間です。
また雨上がりのため、上を見上げれば桜が美
しく、足元は泥の水たまり、、、別世界でした。
松尾 圭司



安く楽しく☆

近頃、5歳の娘もごっこの延長からクッキングにはまっております。今回は自分でpizzaを生地から作り焼いてみました。美味しくて安上がりで楽しめました！
増税後、買い物へ行くと税抜価格で表示されていることも多く、【▲,980円 + 消費税】となっていてお得感が少しなくなり残念に思いましたが、これで皆さんの生活が本当に良くなるといいかな、と前向きに解決を図ってみました。
竹内 菜美

それでも僕は夢を見る

先日テレビで紹介されていた本が気に入りまして、読んでみました。絵が多いため10分程度でさっと読めてしまう本でしたが、とても大切なことを教えてもらえたと思います。
「夢」とは、夢を持っている人と夢を持っていない人の2つにはっきり分かれるもの。今までそう思っていました、そういう事ではないんだなと思いました。
改めて「夢」と向き合ってみようと思いました。
直江 美佳



岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分
お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

